定　　款

日本和装ホールディングス株式会社

定　　款

第１章　総　則

（商号）

第１条　　当会社は、日本和装ホールディングス株式会社と称し、英文では、NIHONWASOU　HOLDINGS,INC.と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．和服及び和装品の販売促進の企画並びに販売代理業
２．和服及び和装品の売買契約の仲介業
３．和服及び和装品のレンタル業
４．中古和服及び中古和装品の買い取り、販売及び貸与
５．着物の仕立て、縫製、クリーニング業
６．和装、縫製の教育指導
７．和服及び和装品の卸し、販売業
８．織物の製造及び販売業
９．割賦販売法に基づく割賦販売業及び割賦販売斡旋業務
10．金銭貸付業務
11．着付に関する教育資材の研究開発及び販売業
12．着付指導に関する人材教育の為の教育事業
13．モデルエージェンシー事業
14．モデルの育成並びにマネジメント事業
15．労働者派遣事業
16．職業紹介事業
17．フランチャイズシステムによる加盟店の募集及び加盟店の経営指導
18．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告の方法）

第４条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

（機関）

第５条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、３３，０００，０００株　とする。

（単元株式数）

第７条　　当会社の単元株式数は、１００株　とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）

第９条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを会社に請求することができる。

（基準日）

第１０条　　当会社は、毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）

第１１条　　当会社は株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第１２条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（株主総会の招集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結決算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１８条　　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第１９条　　当会社の取締役は、８名以内とする。

（選任方法）

第２０条　　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２１条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

２　取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

３　取締役社長は、業務の執行を統括し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐してこれを分掌する。

４　取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２３条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して

発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第２６条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

２　前条第２項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２８条　取締役の報酬は、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第３０条　　当会社の監査役は６名以内とする。

（選任方法）

第３１条　　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

（任期）

第３２条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

第３３条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（常勤監査役）

第３４条　　監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３５条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第３６条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第３７条　　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

（監査役会規程）

第３８条　　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の責任免除）

第３９条　　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第４０条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第４１条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第４２条　　会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）

第４３条　　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４４条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第４５条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月３０日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第４６条　　剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

1986年　7月 10日　　作成
1987年　2月　7日　　改定
1987年　2月 19日　　改定
1987年 10月 20日　　改定
1993年 12月　3日　　改定
1994年 10月 21日　　改定
1996年　7月　1日　　改定
2000年　8月 11日　　改定
2001年　2月 23日　　改定
2003年　9月　1日　　改定
2003年 10月　1日　　改定
2004年　2月　2日　　改定
2004年　3月 30日　　改定
2004年　6月 29日　　改定
2005年　7月 28日　　改定
2006年　5月　1日　　改定
2006年　6月 30日　　改定
2006年　7月 24日　　改定
2007年　7月 26日　　改定
2008年　7月 29日　　改定
2008年 11月 21日　　改定
2009年　3月 27日　　改定
2010年　3月 26日　　改定
2013年　2月 26日　　改定
2013年　3月 27日　　改定
2016年　3月 29日　　改定
2018年　3月 28日　　改定
2019年　4月　1日　　改定
2020年　3月 27日　　改定